

経税部
だより

不安だらけの「マイナンバー」制度

税理士 林 明

詐欺師も狙う

マイナンバー

この原稿が紙面に掲載される頃にはすでに会員皆さんのところに簡易書留で「通知カード」が届いている可能性がある。これには「個人番号カード」の申請用紙が同封されている(表1)。

「通知カード」は個人番号を通知するためのものだが、「個人番号カード」はICチップのついたカードで、表面には住所、生年月日、性別と顔写真、裏面には個人番号が記載されている。

「個人番号カード」は単に番号を明示するためだけでなく、自治体が条例で定めるサービス(図書館カード、印鑑登録等)に利用できるなど身分証明書として利用できることになっている。

ただし、そうした便利さと同時に個人の情報が蓄積されたカードであるため紛失等した場合のリスクが様々予想される。このカードを取得したくない。マスコミ報道ではリスクについて報道が少なく、慎重な検討が必要だ。「マイナンバー」制

範囲は当面、災害対策以外では税と社会保障についての行政への手続きに限られている。民間企業との関係では給与や原稿料等の支払先以外の民間企業から個人番号を問い合わせられることはないはずである。個人番号の問い合わせがあった時には、相手が誰なのかよく注意してほしい。

これはちょうど個人情報保護法の2倍の刑である。また執行猶予の付くのは、刑法25条によると3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金の場合なので、この4年というのは執行猶予のない刑ということになる。刑事責任を問う場面が頻発するとは考えにくいものの、「番号法」の構えはきびしいと言わざるを得ない。また情報漏えいによって従業員さんが何らの経済的なトラブルに巻き込まれたりす

ば、従業員さんから診療所に對して損害賠償を求められることも考えられる。なお、個人番号の収集・管理を税理士や社労士などに外部委託した場合でも、委託元には委託先への監督責任があるため事業主は一定責任を負うことになるので注意が必要である。

以上のように、個人番号がない場合においても行政としては受付をし、受理する。その事情として、表2の問答集から二つ挙げることができる。一つは、従業員さんが個人番号の提供を拒否した場合、診療所に強制的に個人番号を提供させる権限はないので、個人番号を記載することができないことだ。

もう一つの事情は、災害や様々の理由で住民票記載の住所に居住していない人が一定数おり、「通知カード」が届かない人がいることが予想される。このような行政の対応、診療所の個人番号の保護への責任の重さ、

さらには行政側の事情として、個人番号の記載がない場合に「地方公共団体情報システム機構」(J-LIS)という機関へ照会すれば個人番号の収集ができるということも背景にあると思われる。このような行政の対応、診療所の個人番号の保護への責任の重さ、

安全な管理体制の整備等を「マイナンバー」制度のホームページには、討する必要があると思う。なお、内閣官房が提供する「よくある質問FAQ」

漏えいによる

訴訟リスクも

個人番号の記載欄がある書類を作成するのは来る年である。

税務でいえば、2016(平成28)年1月1日以降に作成する源泉徴収票、支払調書は個人番号の記載欄があるものになる。所得税の確定申告の場合、通常の申告書については、2017(平成29)年に提出する申告書が個人番号の記載欄のあるものになる。

「日経コンピュータ」2015年1月16日号によると、「特定個人情報」は早い時期に売りに出せば高値が付く。企業がマイナンバーを集めたものの守りの体制が整わない2016年春に、サイバー攻撃や内部犯行が続出する可能性が高い」というのであるが、「番号法」では情報漏えいについて最高4年以下の懲役または200万円以下の罰金または併科となっている。

「個人番号カード」は単に番号を明示するためだけでなく、自治体が条例で定めるサービス(図書館カード、印鑑登録等)に利用できるなど身分証明書として利用できることになっている。

「通知カード」が届かない人がいることが予想される。このような行政の対応、診療所の個人番号の保護への責任の重さ、

さらには行政側の事情として、個人番号の記載がない場合に「地方公共団体情報システム機構」(J-LIS)という機関へ照会すれば個人番号の収集ができるということも背景にあると思われる。このような行政の対応、診療所の個人番号の保護への責任の重さ、

安全な管理体制の整備等を「マイナンバー」制度のホームページには、討する必要があると思う。なお、内閣官房が提供する「よくある質問FAQ」

安全な管理体制の整備等を「マイナンバー」制度のホームページには、討する必要があると思う。なお、内閣官房が提供する「よくある質問FAQ」

安全な管理体制の整備等を「マイナンバー」制度のホームページには、討する必要があると思う。なお、内閣官房が提供する「よくある質問FAQ」

表1 送付予定の「通知カード」(見本)

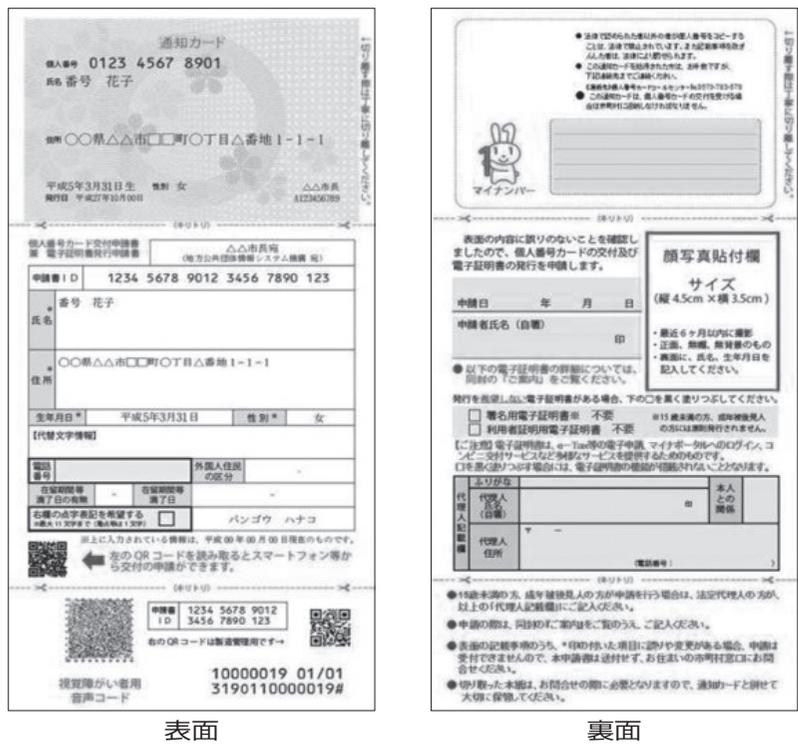


表2

雇用保険業務等における社会保障・税番号制度への対応に係るQ&A(厚労省)

Q11 従業員から個人番号の提供を拒否された場合、雇用保険手続についてどのような取扱いとなるのか

(答) 雇用保険手続の届出にあたって個人番号を記載することは、事業主においては法令で定められた(努力)義務であることをご理解いただいた上で、従業員から個人番号の提供を求めることとなりますが、仮に提供を拒否された場合には、個人番号欄を空白の状態での雇用保険手続の届出をしていただくこととなります。
※個人番号の記載がないことをもって、ハローワークが雇用保険手続の届出を受理しないということはありません。

国税分野におけるFAQ(国税庁)

Q2-10 従業員や講演料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合、どのように対応すればいいですか。

(答) 法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。

なお、法定調書などの記載対象となっている方全てが個人番号をお持ちとは限らず、そのような場合は個人番号を記載することはできませんので、個人番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありません。

表3

よくある質問FAQ(内閣官房)

(4) 民間事業者における取扱いに関する質問

Q4-2-1 従業員などのマイナンバー(個人番号)は、いつまでに取得する必要がありますか?

(答) 従業員にマイナンバーが通知されて以降マイナンバーの取得は可能ですが、マイナンバーを記載した法定調書などを行政機関などに提出する時までに取得すればよく、必ずしも平成28年1月のマイナンバーの利用開始に合わせて取得する必要はありません。例えば、給与と所得の源泉徴収票であれば、平成28年1月の給与支払日から適用され、中途退職者を除き、平成29年1月末までに提出する源泉徴収票からマイナンバーを記載する必要があります。(2015年4月回答)